

令和 7 年度 学校経営方針

枚方市立船橋小学校

(1) 校区の実態

船橋小学校は枚方市の北部に位置し、その校区は、北東部が京都府八幡市と境を接しながら南西部にかけて細長く広がっており、中央には金属・化成品・プラスチック製品・薬品・流通業・管工事・放送設備・精密光学・機械器具製造・食料品製造と、全国でも他に例を見ない異業種企業が集まる「枚方企業団地」の工場群を抱えている。

樟葉地区は昭和 30 年代後半より京阪電鉄による宅地造成が行われ、昭和 44 年には樟葉小学校から牧野小学校が分離開校した。それ以後も宅地開発に伴う人口増加は進み、昭和 47 年には樟葉南小学校が、昭和 49 年には樟葉西小学校が次々と開設された。中でも樟葉南小学校は、開校以降も毎年数百名程度の児童数の増加があり、地域住民及び保護者から過密対策への請願が市当局に多数寄せられ、昭和 53 年に船橋地区の森池に用地を設定して新学校を建設することが決定された。その後約 10 ヶ月間の工事期間を経て、昭和 54 年 4 月 1 月に 8 地区が樟葉南小学校から分離する形で、枚方市立 38 番目の小学校として船橋小学校が開校することとなった。

本校は枚方市内を流れる三河川の一つである船橋川右岸沿いにあり、すぐ上流には緑に囲まれた中の池公園・運動広場がある。船橋川堤防に整備された「桜ロード」は、ジョギングや散歩を楽しむ多くの人たちが行き交い、様々な動植物が四季の変化を感じさせてくれる。

現在校区は 15 の町内会及び自治会で構成されており、地域住民の連帯感のもとに地域コミュニティーが組織され、傘下の各種団体は連携・一体化しながら活発な自主活動を展開している。「地域の学校」という認識のもとに学校教育への関心は高く、学校・家庭・地域が一体となった取り組みを通して、青少年の健全育成に積極的である。

(2) 学校経営基本方針

日本国憲法ならびに教育基本法等の教育法令に基づき、民主的で文化的な社会に貢献する実践力のある人間の育成に向け、「知」「徳」「体」の調和のとれた児童の育成を目指す。特に「確かな学力」「豊かな人間性」「生命の尊重」「健康・体力」の育成に向けて、全教職員の自覚と協力によって、調和と統一性のある学校経営を行う。

学習指導要領の趣旨を踏まえ、求められる資質・能力の育成に向けて ICT を効果的に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進する。

また、子どもたちが学ぶ楽しさを感じながら、安全に安心して学校生活を送れるよう学びのセーフティネットを構築するとともに教育環境を充実させ、学校・家庭・地域・関係機関が一体となった教育活動の取り組みを推進していく。

そして、児童の実態（願い・思い）把握、保護者連絡（説明）、学校の情報発信をきめ細かく行い、授業アンケート、学校教育自己診断アンケート等の結果を踏まえ、児童・保護者・地域の信託に応える教育を推進する。

(3) 基本方針を踏まえた『学校教育目標』

生きる力(確かな学力、豊かな人間性、健康・体力)をそなえた児童の育成

学校教育目標を踏まえた『めざす児童像』

- よく考える子ども
(・よく考えて進んで実行することも・自分の考えがはっきり表現できることも)
- 仲間を大切にすること
(・自他ともに大切に、協力できることも・思いやりをもって助け合うことも)
- ねばり強い子ども
(・心身ともに健康なことも・最後までねばり強くがんばることも)

学校教育創造の指針となる『めざす学校像』

- 児童や教職員が生き生きとした学校
- 確かな学力をつける学校
- 豊かな心と体を育む学校
- 安心、安全で信頼される学校

(4) 教育活動の重点目標

上記の教育目標を達成し、「めざす児童像」「めざす学校像」を追求し実現させるための重点目標を以下に示す。

- ① 9年間を見通した教育課程の編成、小・中学校の円滑な接続等、教職員の指導力や学校力の向上を図り、子どもたちの確かな学力と自立の力を育む。
- ② 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善及び家庭学習等の学習指導の充実を図り、「学力向上プラン」に取り組む。
- ③ 「体力向上計画」に基づき「健康・体力」の向上を図る。
- ④ 道徳の指導方法や評価のあり方を研究し、道徳的課題について児童が正対することで、自分自身の問題として捉えられるよう指導する。
- ⑤ 府・市の人権教育基本方針に基づく人権教育の推進を図り、「学校いじめ防止基本方針」を活用しながら、いじめ等のない、許さない心、やさしい集団づくりに取り組む。
- ⑥ 校内研究体制を確立し、校内研究の充実を図りながら、公開授業・研究協議会の実施や先進校視察等を行うことで、全教職員の資質と指導力の向上に努める。
- ⑦ 生徒指導主担者を中心に、即日対応を基本に職員が一体化した生徒指導を行う。

- ⑧ 支援教育の理解と啓発を推進し、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた取組を進めるとともに、「ともに学び、ともに育つ」教育の充実に努める。
- ⑨ 家庭や地域と連携し、安全・安心な学校運営を推進するとともに、児童みずからが危険を回避する力を育成する安全教育の充実に努める。
- ⑩ 自主的、実践的な教育活動を通して児童の自尊感情（自己肯定感・自己有用感）を育み、自己実現をめざす自立した人間の育成を行う。
- ⑪ 異学年交流等を通し、望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、社会問題に目を向けた自主的・実践的な態度を育てる。

(5) 重点目標達成のための方策

① 学校運営体制の確立について

- ・「枚方市教育大綱」及び「令和 6 年度学校園の管理運営に関する指針」の趣旨を踏まえ、学校経営方針と個別課題についての推進計画を明らかにし、教職員が教育目標の具現化に取り組むことができるよう校内各組織の活性化を図り、学校運営の組織的な取組の推進に努める。
- ・校長がリーダーシップを発揮し、地域連携や情報公開、個人情報保護等の情報管理、危機管理等の課題に的確に対応できるように担当者を校務分掌に位置づけるなど、責任を明確にした校内組織体制の確立を図る。
- ・教職員の「業務改善」に取り組む姿勢が定着し、教職員の長時間勤務の縮減に向け、勤務時間および健康の管理を徹底し、教職員の健康保持と快適な職場環境の形成を図る。
- ・「評価・育成システム」を生かし、教職員の意欲・資質能力の向上を図るとともに、授業アンケート、学校教育自己診断アンケート等の結果を踏まえた学校評価を行い、保護者・地域の信託に応えられる学校運営を図る。

② 学習指導について

- ・学校教育法及び学習指導要領の趣旨等を踏まえ、「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」のバランスのとれた「生きる力」の育成を行う。
- ・「全国学力・学習状況調査」「小学生すくすくテスト」等の結果から、児童の学力や学習状況を把握・分析し、「学力向上プラン」に基づいて、学力の向上と定着に繋げる。
- ・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、「Hirakata 授業スタンダード」に基づいた授業改善を進め、児童の「自主」「協働」「創造」する力を育む取り組みを進める。
- ・基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るため、通常の授業・朝の学習・家庭学習等で、自学自習力支援システムや学習指導ツール等を有効に活用する。
- ・家庭学習の定着に向け「家庭学習の手引き」の作成・実践、自学自習ノート、学習コンテンツの活用等、自学自習力向上の取り組みを推進する。
- ・「できた」「わかった」「やってみよう」等学習の喜びを引き出し、学習意欲の喚起、学習習慣の確立を

- めざす。そのため、個に応じた指導と ICT 機器を効果的に活用した指導法を実践・研究する。
- ・タブレット端末等の ICT を活用した協働型・双方向型の授業及び個の学びを推進し、全ての学習の基盤となる言語能力、情報活用能力、問題解決能力を育成する。
 - ・「授業アンケート」や「研究授業」を通して授業の検証・改善に役立てる。
 - ・3、4年生の外国語活動、5、6年の外国語は、外国語専科の担当者が英語教育指導助手（JTE）と連携し、英語によるコミュニケーション能力の育成をめざす。
 - ・学校図書館については、「枚方市の学校図書館のあり方について」に基づき、蔵書データベース化及びオンライン化機能を活用しながら、司書教諭及び図書担当を中心とした読書環境づくりと読書指導の充実を図る。

③ 道徳教育について

- ・学校の教育活動全般を通じて、道徳的な心情・判断力を育成する。
- ・学習指導要領に基づき、重点目標・全体計画および年間指導計画を作成する。
- ・道徳教育推進教師を中心とした指導体制のもと、系統的・断続的に取組を推進する。
- ・「道徳の時間」では、指導のねらいに即し問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れることや言語活動の充実を図る。
- ・指導方法の工夫改善や評価のあり方について研修に取り組む。
- ・家庭や地域へ「道徳の時間」の授業公開を行う。
- ・道徳的諸価値について多面的・多角的に学び、自己の生き方についての考えを深める学習を行い道徳的な判断力・心情・実践意欲と態度を育てる。

④ 人権教育について

- ・国の関係法令や府の条例等に留意し、府や市の「人権教育基本方針」等に基づき、計画的・総合的に人権教育を推進する。
- ・知識の理解にとどまることなく、豊かな感性と高い人権意識を醸成し、具体的場面に直面したときに行動できる態度や技術・技能を各教職員が持って指導に当たることができるよう研修の充実を図る。
- ・全体計画及び年間指導計画を作成し、生命の尊さに気付かせ、お互いを大切にする態度や人格を育成し、学校生活の身近な課題解決をめざして行う。
- ・人権全体会を通して子どもたち一人ひとりの状況を全教職員に周知させ、様々な場面において全教職員が全児童に関わる校内体制の確立をはかる。
- ・自尊感情を育み、「一人ひとりを大切にし、共に認め合い、共に生きる」意識を高め、いじめを決して許さない集団づくりに取り組む。
- ・障害のある児童の人権を尊重することを基本に、障害者理解教育を進める学習活動を系統的に実施する。
- ・児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応に努め、発見・疑いがある場合には市教育委員会、まるっとこどもセンター、中央子ども家庭センター、等と連携し、迅速且つ適切に対応する。

・「体罰」「ハラスメント」等は絶対許されない人権侵害であることを全教職員が強く自覚する。

⑤ 体力・運動能力について

・全国体力・運動能力調査をおこない、その分析結果を「体力向上推進計画」に反映させ、体育・保健に関する指導や環境の改善に役立てることで体力・運動能力の向上に取り組む。

・体育的行事（運動会、マラソン大会）、水泳指導や日常の体育指導において、体力・運動能力向上につながる補助運動等を取り入れる等、体力・運動能力向上に取り組む。

⑥ 健康教育について

・養護教諭を中心とした健康教育により、児童が生涯を通して、健康的（食事、運動、休養・睡眠「健康3原則」）な生活を送られるよう自己管理能力を育てる。

・栄養教諭を中心に食に関する全体計画を推進し、食への関心や理解を深め、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう食育を推進する。

・安全・衛生管理を徹底し、感染症・食中毒の予防や熱中症等の事故防止に努める。

・感染症対策は、「感染源を絶つ」「感染経路を絶つ」「抵抗力を高める」であり、これらを踏まえた取組を教職員、児童が理解し適切な対策を即実施できるようにする。

・アレルギー疾患を有する児童に対して、「学校における食物アレルギー対応マニュアル」等を活用し、事故防止に努める。

・環境に関する身近な課題等を通して環境教育に取り組む。S-EMSとの関連を図る。

・学校保健委員会を開催し、その活用を図る。

⑦ 生徒指導について

・いじめ、不登校、問題行動等を出さない学級・学年・学校づくりをめざすため、家庭や地域、心の教育相談員や関係諸機関と連携し、未然防止、早期発見・早期解決に努める。

・一人一人の児童の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や能力・態度を育成し、自己実現への指導・支援を行う。

・いじめの未然防止、早期発見・解消については、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめのない学校づくりを推進する。

・「枚方市生徒指導マニュアル（体罰防止編）」等を活用し、体罰を許さない指導体制を確立し、児童を真に大切にす教育活動を展開する。

・不登校の未然防止のため、日頃から児童の状況を把握し、学級や学校の集団づくりに努め、心の教室相談員等の人材を活用するなど、チームによる支援体制を整える。

・携帯電話の校内持込みについては許可制とし、携帯電話等の危険性を認識させ、情報モラルを身に付けさせる指導を行う。

・全職員がカウンセリングマインドを身につけ、児童・保護者に寄り添った支援を行う。

・「早寝早起き朝ご飯」と家庭学習の習慣を身に着けさせ、「学校内のルール」に沿った教育活動を展開する。

・全教職員が児童との信頼関係を築き、正しい児童理解のもと、生徒指導主体者を中心とした生徒指導体制により、適切な指導を行う。

⑧ 支援教育について

・児童・教職員・保護者・地域に対し、支援教育への理解と啓発を推進し、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた取組みを進め、「ともに学ぶ、ともに育つ」という観点から、集団づくりの一層の充実等、人権が尊重された教育の推進に努める。

・発達障がいを含む障がいのある全ての児童一人一人の教育的ニーズに応じた支援教育の充実を図るとともに、自立に向けた効果的な指導・支援を行う。

・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、障がいのある児童及び保護者の意向を受け止め、合意形成をはかり、有効的な ICT 機器の活用等、合理的配慮の観点を踏まえた支援教育に取り組む。

・支援教育コーディネーターを中心に全校的な支援体制のもとで教育活動を行う。

・支援を必要とする児童に対して、支援学級及び通常の学級での適切な指導方法についての研修・研究を深める。

・支援学級に在籍する児童については、通常の学級担任と十分に連携し、個に応じた指導計画を編成するとともに、保護者・医療機関等と連携しながら、個別の指導計画及び教育支援計画を作成し指導の充実を図る。

・通常の学級に在籍する特別支援を必要とする児童の指導にあたっては、校内委員会や人権全体会の場で共通理解し、必要に応じて個別の指導計画及び教育支援計画を作成し、全校的な支援体制のもとに指導の充実を図る。

・通常の学級において、ユニバーサルデザインによる授業づくり、学級経営に取り組む。

⑨ 校内研究について

・授業研究と研究協議を中心に据えた組織的・計画的な研修を行い、教員一人ひとりの指導力の向上と「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めていく。

・各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点をもったタブレット端末等の ICT 機器を効果的に活用した指導方法について研修・研究を深める。

【研究主題】

「見通しから自立解決につながる道筋を見つけられる子どもの育成」

～算数科を主体として、ツールを用いた指導方法の研究～

【具体的方策】

○昨年度取り組んだ問題を図や絵、言葉を使って見通しを表す活動を生かし、自分の考えたことを友だちにわかりやすく伝える力を育む授業を探求する。

- 考え、表現する力を育てる学習指導について研究する。
- 対話を通して自分の考えを明確に表現することができる力をつける。
- 上記を実現する為に、研究授業等を計画し実施する。

⑩ 安全・安心な学校運営について

- ・危機管理マニュアルの改訂を常時行い、安全管理体制及び連絡体制の点検・確立を図る。
- ・不審者侵入や学校事故・交通事故に対し、安全指導と施設・設備等の安全点検・補修を実施し、児童の安全確保及び安全管理に努める。
- ・火災・風水害・地震などあらゆる災害に対する防災訓練（避難訓練、等）を実施し、家庭や地域と連携した防災体制の充実を図る。
- ・安全な生活を送る能力や、様々な危険に適切に対応できる能力を育てる安全教育を行う。
- ・「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」に則り、「食物アレルギー対応委員会」が中心となり、食物アレルギーのある児童への対応と支援を行う。
- ・交通安全教室や登下校の安全指導等を行い、交通安全指導の充実に努める。

⑪ 「開かれた学校」から「地域とともにある学校」へ

- ・家庭や地域との双方向の交流を積極的に進めるとともに、地域と連携・協働しながら児童の学びの充実に努める。
- ・学校の情報発信（ホームページ・校長通信・ブログ、メール配信等）に努めるとともに、情報公開を積極的に推進するなど、学校運営の透明性を確保する。
- ・授業アンケート及び学校教育自己診断の結果を公表し、学校運営の改善を図る。
- ・学校運営協議会による評価を受けて学校改革を推進する。
- ・地域人材の積極的な活用に努めながら、特色ある教育、特色ある学校づくりを推進する。
- ・家庭や地域と連携した教育活動の推進及び児童の健全育成を図る。
- ・コミュニティー・スクールの充実など学校運営に地域や保護者が参画する体制の構築に努める。
- ・学校行事及び地域行事を通して、子どもを中心に学校・家庭・地域が一体となった取組による児童の健全育成を図る。